

4月1日から

## 町税などがスマホ決済で納付できるようになります



町では、新しい生活様式に対応するとともに、行政サービスの向上を目的に、4月から、曜日や時間を気にせず、いつでも気軽に町税などの納付ができる、スマートフォン決済を開始します。

これまで皆さんがご利用されていた金融機関、役場窓口、コンビニエンスストアに加えて、スマートフォンでの納付が可能となります。

### 利用できるアプリ

PayPay、PayB（ゆうちょPay含む）

### スマートフォン決済できる税金や各種料金

- ・個人町県民税（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・保育料
- ・国民健康保険税（普通徴収）
- ・町営住宅使用料等
- ・水道料金、下水道使用料

### 利用方法

#### ■納付に必要なもの

- ・コンビニ納付用バーコードが印刷された納付書（使用期限内で金額の訂正がないもの）
- ・スマートフォンまたはタブレット端末

#### ■利用方法

- (1)スマートフォンまたはタブレット端末に専用アプリをダウンロード。
- (2)アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ納付用バーコードを読み取る。
- (3)納付内容を確認し、決済を行う。

※詳しい利用方法は、各アプリの公式サイトをご確認ください。

### — ご注意ください —

- ・納期限を過ぎて納付された場合は、後日督促手数料や延滞金が請求される場合があります。
- ・納付書に記載されている「期別」と「納期限」をご確認のうえ、期別を間違えないよう納付してください。
- ・「全額前納用納付書」と「期別用納付書」を両方使用されないよう、十分ご注意ください。
- ・領収証は発行されません。必要な場合は役場窓口、金融機関、コンビニエンスストアの窓口でお支払いください。
- ・納期限を過ぎた納付書や、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、金額を訂正したもの、バーコードの印字のない納付書は使用できません。
- ・アプリのダウンロードや振替手数料は無料ですが、通信に係る費用は納付者のご負担となります。



paypay



payB

### 軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）について

軽自動車税（種別割）の車検用納税証明書は発行されませんので、必要な場合は、役場窓口で改めて納税証明書（継続検査用）の交付請求をしてください。

### 口座振替をご利用ください

町税等は、今までどおり金融機関から口座振替により納付することもできます。役場や金融機関、コンビニへ出かける手間もはぶけ、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく大変便利です。ぜひ口座振替もご利用ください。

### 問い合わせ

・個人町県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税（普通徴収）	▶ 税務課 徴収対策班	☎ 0820（74）1031
・後期高齢者医療保険料（普通徴収）	▶ 健康増進課 医療保険班	☎ 0820（73）5502
・介護保険料（普通徴収）	▶ 介護保険課 介護保険班	☎ 0820（73）5503
・保育料	▶ 福祉課 民生福祉班	☎ 0820（77）5505
・町営住宅使用料等	▶ 生活衛生課 公営住宅班	☎ 0820（79）1010
・水道料金、下水道使用料	▶ 水道課 管理班	☎ 0820（79）1011